## 安全管理指定工事に関わる特記仕様書

平成 26 年 1 月 23 日 令和 2 年 7 月 1 日 改正

この特記仕様書は、特に安全管理を考慮すべき工事として、「横浜市水道局工事安全管理規程」に基づいて指定された安全管理工事(以下「安全管理指定工事」という。)に適用する。

- 1 請負人は、安全管理指定工事の施工にあたり、監督員及び工事安全担当員とともに工事の安全管理 に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を及ぼさないよ う努めなければならない。
- 2 請負人は、契約締結後、工事安全管理計画書を監督員に遅滞なく原本1部及び電子データを提出しなければならない。
- 3 工事安全管理計画書には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 工事概要

工事名、工事場所、工事期間、契約金額、工事監督機関名及び監督員(総括、主任、担当)の氏名、請負人名(会社名、現場代理人氏名)、工事内容、設計図面

- (2) 現場事務所の所在地と電話番号
- (3) 施工体系図
- (4) 安全管理機構

ア 安全管理機構図

イ 工事関係者に対する教育及び訓練の実施方法

- (5) 工程表(安全管理上重要な工種は赤色にする。)
- (6) 安全管理指定工事の指定要件、これにかかわる施工計画及び災害防止対策
- (7) 安全活動計画

毎日、毎週、毎月、随時に実施する安全活動の計画、工事安全日誌様式

(8) 安全管理項目及び点検方法

ア 管理項目

保安施設、重要な地下埋設物、土留工、掘削方法、覆工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、 その他公衆災害及び労働災害を誘発するおそれのある設備、工法等

イ 点検方法

点検箇所、点検時期、点検表、報告等の具体的方法

- (9) 事故発生時の初動措置
  - ア 緊急非常時連絡系統図
  - イ 緊急非常時連絡体制、連絡先電話番号表、交通機関の迂回路及び市民の避難方法
  - ウ 緊急時の指定病院とその案内図
- (10) 関係機関への協議及び当該機関の意見等
- (11) その他工事安全管理のために必要な事項

- 4 請負人は、工事安全管理計画書の各事項を変更しようとするときは、事前に変更計画書を監督員に 提出しなければならない。
- 5 請負人は、工事安全管理計画書を提出し、確認を受けた後でなければ、安全管理指定工事の指定要件にかかわる部分の工事に着手してはならない。
- 6 請負人は、安全管理機構図及び事故発生の初動措置については、図・表等を工事現場内の見やすい 場所に掲示するとともに、工事関係者にその内容を周知徹底させなければならない。
- 7 請負人は、施工計画書の表紙及び工事標示板に、安全管理指定工事と指定番号を赤色で表示しなければならない。
- 8 請負人は、工事現場を随時、巡回及び点検し、その結果を点検表に記載しておかなければならない。
- 9 請負人は、監督員及び工事安全担当員が行う工事現場の点検に同行し、指導、注意、勧告等を受けた場合は、速やかに改善状況を監督員に報告しなければならない。
- 10 請負人は、工事施工期間中は工事安全日誌を常備し、これに安全管理に関する事項を記載しておかなければならない。
- 11 請負人は、安全管理に関する事項について、監督員その他関係機関と緊密に連絡をとり、工事を施工しなければならない。